

吹田市環境まちづくり影響評価条例施行規則現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(提案書等の提出)</p> <p>第3条 } 2 } -----略-----</p> <p>3 提案書等の提出部数は、<u>30部</u>とする。</p> <p>(提案書等の提出期限)</p> <p>第4条 条例第7条第2項の規則で定める期限は、<u>別表の中欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ同表の右欄</u>に定める日とする。ただし、当該事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により都市計画に定められるものである場合においては、同法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日の前日とする。</p>	<p>(提案書等の提出)</p> <p>第3条 } 2 } -----略-----</p> <p>3 提案書等の提出部数は、<u>110部</u>とする。<u>ただし、市長がその部数の提出の必要がないと認めるときは、提出部数を減ずることができる。</u></p> <p>(提案書等の提出期限)</p> <p>第4条 条例第7条第2項の規則で定める期限は、<u>次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号</u>に定める日とする。ただし、当該事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により都市計画に定められるものである場合においては、同法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日の前日とする。</p> <p><u>(1) 開発行為 次に掲げる日のうち最も早い日の前日</u></p> <p><u>ア 吹田市開発事業の手続等に関する条例（平成16年吹田市条例第13号）第19条第1項の大規模事前協議承認申請書又は同条第3項の中規模等事前協議承認申請書の提出の日</u></p> <p><u>イ 都市計画法第34条の2第1項の協議の申出の日</u></p> <p><u>ウ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項又は第51条の2第1項の認可の申請の日</u></p> <p><u>エ 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項の認可の申請の日</u></p> <p><u>オ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第33条第1項又は第37条第1項の認可の申請の日</u></p> <p><u>カ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第122条第1項の認可の申請の日</u></p> <p><u>(2) 住宅団地、商業施設、運動・レジャー施設又は工場若しくは事業場の建設 前</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>号ア若しくはイに掲げる日又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第2項の通知の日のうち最も早い日の前日</u></p> <p>(3) <u>廃棄物処理施設の設置 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可の申請又は同法第9条の3第1項若しくは第8項の規定による届出の日の前日</u></p> <p>(4) <u>終末処理場の建設 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）又は第25条の23第1項（同条第7項において準用する場合を含む。）の事業計画の策定の日の前日</u></p> <p>(5) <u>道路の建設 次に掲げる日のうち最も早い日の前日</u> <u>ア 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定による道路の区域の決定又は変更の日</u> <u>イ 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項若しくは第10条第1項の許可の申請又は同法第18条第1項の条例の制定の日</u> <u>ウ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項若しくは第43条第1項の許可、同法第15条第1項（同法第43条第5項において準用する場合を含む。）、第50条第1項（同法第75条第3項において準用する場合を含む。）、第54条第1項（同法第67条及び第75条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第66条第1項の認可又は同法第47条第1項の免許の申請の日</u></p> <p>(6) <u>鉄道又は軌道の建設 次に掲げる日のうちいずれか早い日の前日</u> <u>ア 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項又は第12条第1項の認可の申請の日</u> <u>イ 軌道法（大正10年法律第76号）第5条第1項の認可の申請の日</u></p> <p>(7) <u>その他の事業 市長が定める日</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(提案書意見交換会の周知の方法)</p> <p>第6条 条例第8条第2項の規定による提案書意見交換会の開催の周知は、次に掲げる方法の<u>いずれかによる</u>ものとする。</p> <p>(1) } ----- 略 ----- (2) }</p> <p><u>(3) 日刊新聞紙への掲載</u></p> <p><u>(4) その他市長が適当と認める方法</u></p> <p><u>(提案書意見交換会の内容の報告書の提出)</u></p> <p><u>第7条 条例第8条第5項の報告書の提出は、提案書意見交換会内容報告書により行わなければならない。</u></p> <p><u>(提案書意見書の提出)</u></p> <p><u>第8条 条例第9条第1項の提案書意見書の提出は、提案書についての意見書により行うものとする。</u></p> <p>(審査書の送付の期間)</p> <p><u>第9条</u> ----- 略 -----</p> <p>(評価書案の提出)</p> <p><u>第10条</u> } ----- 略 ----- 2 }</p> <p>3 評価書案等の提出部数は、<u>30部</u>とする。</p> <p>(評価書案意見交換会の運営等)</p> <p><u>第11条 条例第13条第1項の評価書案意見交換会の運営等については、第5条から第7条までの規定を準用する。</u></p> <p><u>(評価書案意見書の提出)</u></p> <p><u>第12条 条例第14条第1項の評価書案意見書の提出は、評価書案についての意見書により行うものとする。</u></p>	<p>(提案書意見交換会の周知の方法)</p> <p>第6条 条例第8条第2項の規定による提案書意見交換会の開催の周知は、次に掲げる方法の<u>うち市長が指定するものによる</u>ものとする。</p> <p>(1) } ----- 略 ----- (2) }</p> <p><u>(3) その他市長が適当と認める方法</u></p> <p>(審査書の送付の期間)</p> <p><u>第7条</u> ----- 略 -----</p> <p>(評価書案の提出)</p> <p><u>第8条</u> } ----- 略 ----- 2 }</p> <p>3 評価書案等の提出部数は、<u>110部</u>とする。<u>ただし、市長がその部数の提出の必要がないと認めるときは、提出部数を減ずることができる。</u></p> <p>(評価書案意見交換会の運営等)</p> <p><u>第9条 条例第13条第1項の評価書案意見交換会の運営等については、第5条及び第6条の規定を準用する。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(事業者見解書の提出)</p> <p><u>第13条</u> } -----略----- 2</p> <p>3 事業者見解書の提出部数は、<u>30部</u>とする。</p> <p>(市長意見書の送付の期間)</p> <p><u>第14条</u> -----略-----</p> <p>(評価書等の提出)</p> <p><u>第15条</u> 条例第17条第1項の評価書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) <u>第10条第1項各号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) <u>第13条第1項第5号から第7号</u>までに掲げる事項</p> <p>(3) } -----略----- 2</p> <p>3 評価書等の提出部数は、<u>30部</u>とする。</p> <p>(事後調査計画書の提出)</p> <p><u>第16条</u> } -----略----- 2</p> <p><u>(工事着手の届出)</u></p> <p><u>第17条</u> 条例第19条第2項の規定による工事着手の届出は、<u>工事着手届出書</u>により行わなければならない。</p> <p>(事後調査報告書の提出)</p> <p><u>第18条</u> -----略-----</p>	<p>(事業者見解書の提出)</p> <p><u>第10条</u> } -----略----- 2</p> <p>3 事業者見解書の提出部数は、<u>110部</u>とする。<u>ただし、市長がその部数の提出の必要がないと認めるときは、提出部数を減ずることができる。</u></p> <p>(市長意見書の送付の期間)</p> <p><u>第11条</u> -----略-----</p> <p>(評価書等の提出)</p> <p><u>第12条</u> 条例第17条第1項の評価書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) <u>第8条第1項各号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) <u>第10条第1項第5号から第7号</u>までに掲げる事項</p> <p>(3) } -----略----- 2</p> <p>3 評価書等の提出部数は、<u>110部</u>とする。<u>ただし、市長がその部数の提出の必要がないと認めるときは、提出部数を減ずることができる。</u></p> <p>(事後調査計画書の提出)</p> <p><u>第13条</u> } -----略----- 2</p> <p><u>3 事後調査計画書の提出部数は、110部とする。ただし、市長がその部数の提出の必要がないと認めるときは、提出部数を減ずることができる。</u></p> <p>(事後調査報告書の提出)</p> <p><u>第14条</u> -----略-----</p>

現 行	改 正 案
<p>2 -----略-----</p> <p>3 事後調査報告書の提出部数は、<u>30部</u>とする。</p> <p><u>(工事完了の届出)</u> <u>第19条 条例第22条の規定による工事完了の届出は、工事完了届出書により行わなければならない。</u> <u>(質問書の提出)</u> <u>第20条 条例第23条第1項の質問書の提出は、事業者に対する質問書により行うものとする。</u> <u>(事業者回答書の提出)</u> <u>第21条 条例第23条第2項の事業者回答書の提出は、質問書に対する事業者回答書により行わなければならない。</u> <u>2 事業者は、事業者回答書を提出するときは、記載された内容を記録した電磁的記録を添付しなければならない。</u> <u>(変更の届出)</u> <u>第22条 条例第24条第1項の規定による変更の届出は、対象事業の変更の届出書により行わなければならない。</u> <u>2 事業者は対象事業の変更の届出書を提出するときは、記載された内容を記録した電磁的記録を添付しなければならない。</u> <u>(法律等)</u> <u>第23条 -----略-----</u> <u>(法律等に規定する書類)</u> <u>第24条 -----略-----</u> <u>(市民の意見書の提出)</u> <u>第25条 条例第31条の市民の意見書の提出は、法律等に規定する書類についての意見書により行うものとする。</u></p>	<p>2 -----略-----</p> <p>3 事後調査報告書の提出部数は、<u>110部</u>とする。<u>ただし、市長がその部数の提出の必要がないと認めるときは、提出部数を減ずることができる。</u></p> <p><u>(事業者回答書の電磁的記録の添付)</u> <u>第15条 事業者は、条例第23条第2項の事業者回答書を提出するときは、記載された内容を記録した電磁的記録を添付しなければならない。</u> <u>(対象事業の変更に係る電磁的記録の提出)</u> <u>第16条 事業者は、条例第24条第1項の規定による対象事業の変更の届出をするときは、変更する対象事業の内容等を記録した電磁的記録を提出しなければならない。</u> <u>(法律等)</u> <u>第17条 -----略-----</u> <u>(法律等に規定する書類)</u> <u>第18条 -----略-----</u></p>

現 行	改 正 案
(審査会の臨時委員)	(審査会の臨時委員)
第26条 -----略-----	第19条 -----略-----
(審査会の会長及び副会長)	(審査会の会長及び副会長)
第27条 -----略-----	第20条 -----略-----
(審査会の会議)	(審査会の会議)
第28条 -----略-----	第21条 -----略-----
(審査会の部会)	(審査会の部会)
第29条 -----略-----	第22条 -----略-----
(審査会の意見の聴取等)	(審査会の意見の聴取等)
第30条 -----略-----	第23条 -----略-----
(審査会の運営に関する事項)	(審査会の運営に関する事項)
第31条 -----略-----	第24条 -----略-----
(審査会の庶務)	(審査会の庶務)
第32条 -----略-----	第25条 -----略-----
(立入調査員証)	(立入調査員証)
第33条 -----略-----	第26条 -----略-----
(提出書等の様式)	(提出書等の様式)
第34条 この規則に規定する 提出書、意見書、質問書、回答書等 の様式は、環境部長が定める。	第27条 条例及びこの規則 に規定する 提出書等 の様式は、環境部長が定める。
(資料の提出)	(資料の提出)
第35条 -----略-----	第28条 -----略-----
(書類の追加提出)	(書類の追加提出)
第36条 -----略-----	第29条 -----略-----
(委任)	(委任)
第37条 -----略-----	第30条 -----略-----

現 行		改 正 案
別表		
	事業の種類	提案書等の提出期限
1	開発行為	次に掲げる日のうち最も早い日の前日 (1) 吹田市開発事業の手続等に関する条例 (平成16年吹田市条例第13号)第 19条第1項の大規模開発事業事前協議 承認申請書又は同条第2項の中規模等開 発事業事前協議承認申請書の提出の日 (2) 都市計画法第34条の2第1項の協議 の申出の日 (3) 土地区画整理法(昭和29年法律第 119号)第4条第1項、第14条第1 項若しくは第3項又は第51条の2第1 項の認可の申請の日 (4) 都市再開発法(昭和44年法律第38 号)第7条の9第1項の認可の申請の日 (5) 大都市地域における住宅及び住宅地の 供給の促進に関する特別措置法(昭和 50年法律第67号)第33条第1項又 は第37条第1項の認可の申請の日 (6) 密集市街地における防災街区の整備の 促進に関する法律(平成9年法律第49 号)第122条第1項の認可の申請の日
2	住宅団地の建設	次に掲げる日のうち最も早い日の前日 (1) 吹田市開発事業の手続等に関する条例 第19条第1項の大規模開発事業事前協

現 行		改 正 案
	<p>議承認申請書又は同条第2項の中規模等 開発事業事前協議承認申請書の提出の日</p> <p>(2) 都市計画法第34条の2第1項の協議 の申出の日</p> <p>(3) 建築基準法（昭和25年法律第201 号）第18条第2項の通知の日</p>	
3	商業施設の建設	<p>次に掲げる日のうち最も早い日の前日</p> <p>(1) 吹田市開発事業の手続等に関する条例 第19条第1項の大規模開発事業事前協 議承認申請書又は同条第2項の中規模等 開発事業事前協議承認申請書の提出の日</p> <p>(2) 都市計画法第34条の2第1項の協議 の申出の日</p> <p>(3) 建築基準法第18条第2項の通知の日</p>
4	運動・レジャー施設の建設	<p>次に掲げる日のうち最も早い日の前日</p> <p>(1) 吹田市開発事業の手続等に関する条例 第19条第1項の大規模開発事業事前協 議承認申請書又は同条第2項の中規模等 開発事業事前協議承認申請書の提出の日</p> <p>(2) 都市計画法第34条の2第1項の協議 の申出の日</p> <p>(3) 建築基準法第18条第2項の通知の日</p>
5	廃棄物処理施設の設置	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45年法律第137号）第8条第1項、第 9条第1項、第15条第1項若しくは第 15条の2の6第1項の許可の申請又は同</p>

現 行		改 正 案
		法第9条の3第1項若しくは第8項の規定による届出の日の前日
6	終末処理場の建設	下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）又は第25条の11第1項（同条第7項において準用する場合を含む。）の事業計画の策定の日の前日
7	工場又は事業場の建設	次に掲げる日のうち最も早い日の前日 (1) 吹田市開発事業の手続等に関する条例第19条第1項の大規模開発事業事前協議承認申請書又は同条第2項の中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出の日 (2) 都市計画法第34条の2第1項の協議の申出の日 (3) 建築基準法第18条第2項の通知の日
8	道路の建設	次に掲げる日のうち最も早い日の前日 (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定による道路の区域の決定又は変更の日 (2) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項若しくは第10条第1項の許可の申請又は同法第18条第1項の条例の制定の日 (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項若しくは第43条第1項の許可、同法第15条第1項（同法第

現 行			改 正 案
		43条第5項において準用する場合を含む。)、第50条第1項(同法第75条第3項において準用する場合を含む。)、第54条第1項(同法第67条及び第75条第3項において準用する場合を含む。))若しくは第66条第1項の認可又は同法第47条第1項の免許の申請の日	
9	鉄道又は軌道の建設	次に掲げる日のうちいずれか早い日の前日 (1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項又は第12条第1項の認可の申請の日 (2) 軌道法(大正10年法律第76号)第5条第1項の認可の申請の日	
10	その他の事業	市長が定める日	